学校評議員会と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について

	学校評議員会	学校運営協議会（ＣＳ）
目　　的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての責任を果たす。	「開かれた学校」から更に一歩踏み出し、地域でどのような子供達を育てるのかなどの目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子供達を育む「地域とともにある学校」づくりを目指す。
位置付け	平成13年度に導入 校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる制度。	平成17年度に導入 校長が行う学校運営などに一定の権限をもって関与する合議制の機関。
根 拠 法	「学校教育法施行規則」第49条	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条
主な内容	校長の求めに応じ、個人として意見を述べる。 ➡学校運営に関して何らかの拘束力や制約のある決定などを行うものではない。	**①　校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。**（必須） ②　学校運営について校長等に意見を述べることができる。 ③　教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる。
備　　考	保護者や地域住民等の協力を得て、開かれた学校づくりを推進するために導入された。	学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではない。

【出典資料：文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室ＨＰ】